

# 契約ルールで消費者保護

## 民法改正、法制審が原案

## 契約ルール こう変わる

(◎) メリット ▲ デメリット

	今	改正案
法定利率	5%の固定金利。 支払いが遅れたときの上乗せ金利が割高	まず3%に。 3年ごとに1%刻みで見直し
		
	<b>暮らしへの影響</b>	
	◎上乗せ金利も実勢に近く ◎交通事故で受け取る保険金が増える △自動車保険料は値上げも	
連帯保証	家族が保証人になり 自己破産のケースも	→ 経営者以外の保証人は、 公証人が意思を確認
		
	◎家族が安易に保証人になりにくく △融資条件が厳しくなることも	
時効	飲食代の「ツケ」は1年、 診療代は3年などまち まち	→ 5年に統一
		
	◎わかりやすくなりトラブルが減る	
賃貸マンションの契約保証人	保証人が負う限度額を定めない契約が一般的	→ 限度額の規定を義務付け
		
	◎借り主の失火や自殺で、保証人が法外に高額な賠償を負うのを防ぐ	
欠陥商品	民法上は損害賠償請求か契約解除	→ 修理や代金減額の請求も明記
		
	◎消費者の対処方法が広がる	

**法定利率下げ**

交通事故で亡くなった場合に受け取る損害賠償金（治療費などは除く）は今は男性、年収500万円、妻と子ども2人が交通改正後は約6094万円。改正後は約6094万円。原案の柱の一つは、低金利時代に応じた金融面での消費者の保護だ。民法が定める利率（法定利率）を現行の5%の固定から3%に引き下げ。その後詳しい高木宏行弁護士はこう試算する。民法改正

## 交通事故▼ 保険金は増加

法制審議会（法相の諮問機関）の民法部会は26日、消費者や企業の契約ルールを定める債権関係規則案（債権法）の改正原案をまとめた。抜本改正は1896年の制定以来初めてで、長引く低金利やネット取引の普及などを踏まえ、消費者保護に軸足を置いて見直した。法制審は来年2月に法相に正規に答申、法務省は通常国会に民法改正案を提出する方針だ。

連帯保証人▼ 安請け人	公証人を義務化
賠償額は増えても 一方、損害保険会社は	故の被害者に支払うべき賠償金 算出されたため全額が丁寧に扱われる ば少なくなり、受け取る
連帯保証人の義務化	もう一つの柱が連帯保証制度の見直しだ。中小零細企業への融資では、契約に詳しくない経営者の家族らが連帯保証人となり、多額の借金を背負って生活破綻に追い込まれる事態が少なくなっている。改正原案は、個人で保証人になる際は、公証人が立ち会い、自発的な意思を確認することを条件とした。
法務省は当初、安易に	保証人は不動産など担保が認め、家族らが保証人に認められるのは原則認めない案を検討した。これに中小企業側からは「家族の個人が十分でない中小企業の信頼用力を補う。過度に条件を厳しくすれば融資の条件が厳しくなる」との懸念が相次いだ。

▼法定利率  
お金を貸す  
て別段の意思表示がない  
とまでは、その利率は年  
率五分とする」と規定してある。これは制定時の1  
年896年から変わっている。  
息を生ずべき債権について  
ない。

し借りした人が、金利を  
特に定めなかった場合に  
自動的に適用される利  
率。民法404条で「利  
息を生ずべき債権につい  
ては3年ごとに1%刻みで  
見直す変動制の導入を盛  
り込んだ。

うが、生きていたと想  
定する期間に見積もれる  
運用益は除く。運用益は

ツケ飲食▼ 5年まで請求

## 企業には一定の制約

支払う内  
に統し  
の期間が  
法改正後  
に業の資金  
は出な  
詰してい  
た時、數金も民法には規  
定がない。貸主は契約終  
了時に敷金を返すよう義  
務付ける一方、経年劣化  
による修繕費分は返さな  
くてよいとした。賃貸契  
約で保証人が負う賠償の  
限度額の規定も定めると  
した。

利害を決めてお金をやり取りして金銭トラブルになった場合、裁判などでも法定利率を当てはめて利息をはじ出す。